



つるぎ町こうのとり応援事業

不妊治療を行っているご夫婦を支援するための事業です

特定医療機関で特定不妊治療（体外受精および顕微授精）を受け、徳島県こうのとり応援事業の助成決定を受けたご夫婦に、上乘せする形で治療費の一部を助成します。

【助成内容】

特定不妊治療に要した費用から、徳島県より交付された助成金額を控除した額とし、1年度につき20万円を限度とします。

【対象者】 次の1から4の条件をすべて満たす方が対象です。

1. 法律上の婚姻をしている夫婦であること
2. 夫婦がつるぎ町に1年以上住所を有していること
ただし、諸事情により夫または妻のいずれか一方の住所がない場合であっても、徳島県以外の地方公共団体から特定不妊治療の助成を受けられていない場合は対象者となります。
3. 徳島県が実施するこうのとり応援事業の決定を受けていること
4. 夫婦が町税等を滞納していない者であること

【助成方法】

原則として、徳島県こうのとり応援事業決定通知日の属する年度内に必要書類を添付し、つるぎ町保健センターで申請してください。

※申請に来られる際には、事前にご連絡いただくと幸いです。

【申請時に持ってくるもの】

1. 申請書（事前にお持ちでない方には申請時にお渡しします）
2. 印鑑（朱肉の必要なもの）
3. 次の①～⑥の書類

②③④⑤は写しも可（県へ申請する前にコピーをとっておいてください）
また、夫婦ともにつるぎ町に住所を有している方は、④⑤⑥を申請書にある調査に関する同意をもってこれに替えることができます。

- ①徳島県こうのとり応援事業承認決定通知書
- ②徳島県こうのとり応援事業受診等証明書
- ③特定不妊治療を受けた医療機関発行の領収書
- ④法律上の婚姻関係にあることを証明できる書類（戸籍謄本等）
- ⑤住所を確認できる書類（住民票等）
- ⑥町税納税証明書

お問い合わせ
つるぎ町保健センター
住所：つるぎ町貞光字中須賀 68-1
電話：0883-62-3313